

議案第4号

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権の放棄について

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権を、次のとおり放棄する。

平成30年2月22日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
平成20年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	11,098円	2件	民法第173条第1号に 規定する消滅時効期間 を経過したことによる もの
平成21年度		137,962円	26件	
平成22年度		448,878円	89件	
平成23年度		1,704,932円	489件	
平成24年度		1,437,235円	489件	
平成25年度	給水装置工事費	2,820円	1件	民法第170条第2号に 規定する消滅時効期間 を経過したことによる もの
		13,784円	1件	
合 計		3,756,709円	1,097件	